

横浜市長

印

事業所税更正通知書

地方税法第20条の9の3又は第701条の58の規定により、次のとおり事業所税を更正しましたので通知します。

納税義務者
所在地

		年 月 日		の（修正）申告・更正（決定）に対する更正	
		課税標準の算定期間		から まで	
		更正前		更正（決定）後	
		増		減 △	
		備考			
資産割	事業所床面積①	m ²	m ²	m ²	税額＝⑤×600円 ①～④の各欄の月割分は、課税標準の算定期間の中に新設又は廃止された事業所等について外書きしたものである。
	(月割分)				
	非課税床面積②				
	(月割分)				
	控除床面積③				
	(月割分)				
従業者割	課税標準床面積④				税額＝⑩×0.25/100
	(月割分)				
	課税標準床面積（合計）⑤				
	税額⑥	円	円	円	
	給与総額⑦	円	円	円	
	非課税給与額⑧				
加算金	控除給与額⑨				税額＝⑩×0.25/100
	課税標準額⑩				
	税額⑪	円	円	円	
	合計額及び納付すべき額の合計（⑥+⑪）⑫	円	円	納付すべき額 円	
		基礎となる税額		加算金額	
加算金	過少申告加算金額	5%分	円	円	
		10%分	円	円	
		10%分	円	円	
		5%分	円	円	
	不申告加算金額	15%分	円	円	
		35%分	円	円	
	重加算金額	40%分	円	円	
		加重措置分加算金額	10%分	円	円
納付額⑬				円	
この通知書により納付すべき金額の合計（⑫+⑬）⑭				円	
この通知書により納付すべき金額の納付期限					
更正（決定）理由					
この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。 この通知による処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市長を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。 なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。					

更正通知番号

（お問い合わせ先）横浜市役所 財政局 法人課税課 事業所税担当

郵便番号 231-8312 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階 電話 045-671-4491